

時局誌（三十二）

Y
H
生

二月十四日

貴衆兩院共本會議休業議院豫算總會開會

た。

二月十五日

農地審議會官制（勅令第五二號）公布

ロンドンルーター通信はヘルシンキよ

リの報道としてマンネルハイム線を背水の陣としてソ聯軍の猛攻に對抗してゐた。フィンランド軍は遂に數ヶ所においてマニヘルハイム線の第一線陣地を放棄し退却したと報じてゐる。

ブルガリア・キオセイヴィアノフ内閣は十五日総辭職したので國王ボリス三世は

フ教授を招致し後繼内閣の組織を委嘱し

二月十六日

事變以來我が財政は急激なる膨脹をな

し明年度豫算の如き百三億と謂ふ我が財

政史上未曾有の大豫算となり議會の論

議も専らこれを中心に展開され、我が財

政の今後の見透しに就ては國民のひとし

く關心を寄せてゐるところであるが、櫻

内藏相は十六日衆議院稅草案委員會にお

ける中村三之丞氏（民政）が今回の増税と

今後の財政との關係について質したに對

して、今後數ヶ年間ににおける我が財政の

見透しに關して極めて注目すべき答辯をな

した。

西江デルタ地帶獨湖及び同地附近に十

三日拂曉奇襲上陸を敢行した諸部隊は十

四日も早晩から附近の山嶺地帯に堅固な陣地を構へて抵抗せる趙基商麾下の遊撃隊を攻撃しこれに増援した第百五十五師

に猛攻を加へ敵四百を殲滅した後反轉南下して銀洲湖東岸の敵を壓迫しつつある

二月十七日

衆議院豫算海軍分科會において吉田海相は小山亮氏(時同)の質問に答へ、淺間丸を臨檢した英艦はリヴァーポール型であ

ると明言した。尚又淺間丸の船長が艦影を認めてそれを回避するために打電すれば打電したことが拿捕の理由となるもので拿捕を免れるために打電しなかつたことは十分認められねばならぬ、又打つたらどうしたかといふ御質問だが、飛行機が飛んで行つても降りる譯にはいかず軍艦を派遣しても現場は事件の済んだ後だつたらう、日本近海に怪軍艦が横行するといはれたが、怪といふ字のついたものは一隻もなく皆分つてゐる、淺間丸を臨檢した英艦は自分の見るところではリヴァ

アーポール型(英國の最新式乙巡型、九、一
服百五十五着、その他多數。

〇〇トン、六吋砲十二門、時速三十五ノット、バーミンガム號等がこの型に屬す)

北西、西南の二方面より刻々包圍を壓縮しつつ進撃した我が各精銳は堅密なる協

力の下に十九日拂曉敵本據文登城に肉薄り、非友誼的である、今後は法的に拘泥することなく實質的に處理する考である、と海軍の毅然たる態度を表明した。

二月十八日

芝罘方面より南進した宇野その他の各部

隊は敗敵を捕捉、擊碎し、空軍部隊の協力と相俟つて全線は刻々に敵を東方半島

尖端部に壓迫、十三日早くも芝罘と海陽を南北に結ぶ線に進出十四日夕刻までの今期作戦における綜合戰果は次の通りである。

交戦せる敵兵力八千六百六十、交戦回

二月二十一日

數二十九、敵遺棄死體五百八十三、捕虜四十九、鹵獲品小綱及び自動小綱百三十、七、迫撃砲など四門、迫撃砲彈九十八、自轉車八臺、メリケン粉三萬三千斤、軍

旗をひるがへした。

ドイツ軍司令部は十九日ドイツ潜水艦が英國海軍驅逐艦デアリング號を擊沈した旨公表、之によつてドイツの爲に擊沈された英國驅逐艦はブランシニ、ジプシ

ー、ジャーシー、グレンヴィル、エクスマス、ダツチエスの諸號と共に合計七隻、その總噸數一萬九十五噸に達した旨發表した。

魯東地區肅清中の我が軍は次の如く各所に敵の兵工廠を發見、秋元部隊の一部は十七日固頭北方十一キロの崖山溝に於て

聯製小銃百二十、青龍刀百五十、自轉車

四十五、軍服、軍帽、靴各五百人分を鹵獲した。

また十八日同部隊は臥龍村（丈

登北方十二キロ）に於て敵の被服工場を

發見、軍服、軍靴二百五十人分、ミシン六臺、工具多數を鹵獲した。

最近英國政府は日本との國交調整に多大の關心を示しつゝあるので廿日の重光

ヘリファーアクス會談は各方面から重視されてゐるが日英國交調整に對する英國側最近の態度を要約すれば次の通り

一、英政府筋では淺間丸事件解決の機會

を捉へ逐次日英兩國間の國交調整を企圖する機運が有力化するに至つたものと解される、英政府が最近封鎖令を強化した結果日英兩國間には大は濠毛か

ら小はビルマのタンガステンに至る英帝國からの日本向け原料品輸出、或はドイツ品の日本向輸出等に關する諸問題が發生してゐるが、これら一切の懸

案についても英政府においては戰爭目

的の遂行を阻害せしむ他の中立國に均等待遇要求の口實を與へぬ限り出來るだけ和協して日英國交調整の素地を作り

上げたい方針と解される

一、尤も英政府としては英帝國並びに蘭領印度等からの原料による日本製品が浦潮經由ドイツに輸送されるのを極度に懸念してゐる模様である

一、天津事件についてもカーリー駐支大使が

蔣介石と會見した結果、現銀の一部を中立國銀行に委託し他の一部を水難救

濟會に充當する和協方式についても大體同意を得たのでこの解決は間近いと見られてゐる

二月二十一日

青少年雇入制限委員會官制（勅令第六一號）

昭和七年六月鐵道省告示第一七九號旅客

及荷物運送規則中改正（鐵道省告示第五四號）公布

昭和十五年度總豫算（百三億）衆議院無修

正決議したが百三億に達する明年度豫算案に對し政民三派は共同して附帶決議を

附することとし二十一日六項目に亘る決議案を決定したが更に之を衆議院一致の附帶決議とすることとなり同日午後豫算委員會理事會を開き三派作成の原案に基き協議を遂げたる結果各派とも異議なく同意し左の如く決定した。

一、豫算實行に當りては物資、資金、勞力の調整を圖り且つ惡性インフレーションを防止する最善の方途を講ずべし

二、本豫算には往々にして時局に便乗する費目尠からずその實行に當りては極力節減を加へ眞に緊急已むを得ざる施設の施行に萬遺憾なきを期すべし

三、昭和十五年度物資計畫の樹立に當り

鐵、石炭、電力、肥料及重要食糧品等

重要物資の增產に重點を置き物資の需給を調整し且つ國民生活を確保すべし

四、閘取引の横行するは物價政策及物資配給の宜しきを得ざるによる政府は好

かに適切なる対策を講じ以て此の弊風を根絶すべし

五、戦時經濟遂行のため官吏制度の改革を断行し官僚獨善の弊害を排除し民間智能を動員して官廳統制の缺陷を是正すべし

六、政府は事變目的完成のため國內體制を強化し庶政革新の實を擧ぐべし

魯東道東端に向つて猛進撃を續ける我が部隊は所在の匪團を撃滅し、二十一日午後二時五分山崎部隊の一部は半島東北角の敵據點築成(築城)に感激の日章旗を立ててたゞに魯東地區の確定的治安が實現されことになつた。

○機協力の下に石島市内外の殘敵に對し更に掃蕩を繼續し幾多重要な戰果を收め附近の討伐概ね一段落を劃したり重要獲兵器小銃一、拳銃二、小銃弾、ダムダム彈、拳銃彈約四、〇〇〇、浙東方面に新行動を開始兩翼より包囲作戰見事に效を奏し蕭山南方地區に雲集

したる敵數個師に大打撃を與へたるわが

〇〇及び〇〇部隊が二十日夕刻までに判明したる戰果左の如し。敵遺棄死體二千三百七十二、捕虜百九十九、山砲三、兵射砲一、迫擊砲一、同彈丸二千二百六十

二、重機八、輕機十七、小銃四百十六、同彈藥十六萬六千三百、手榴彈千八百四十四、擲彈筒一、擲彈筒銃三、發動船四發動機三、汽船五、彈藥積載船六、銃劍百六十五、同工具三百、電話十一、鐵棒六十七、防毒面四十三、馬十頭、糧秣一千俵その他

六十二、及び米千俵餘などを鹵獲しなば各種兵器彈藥等を滿載した敵の船九隻を拿捕した。この殲滅戦においてわが軍の損害は名譽の戰死百十九、負傷三百七十

四であつた。

二月二十三日

静岡市ノ火災被害者ニ對スル租稅減免等ノ件(勅令第六九號)公布

二月二十四日

静岡市ノ火災被害者ニ對スル租稅減免等施行方(大藏省令第四號)、

石炭販賣取締規則中改正(商工省令第七號)

陸運統制令施行規則(鐵道省令第二號)

内務辭令

石川縣學務部長 達林 正吉

任福島縣經濟部長(三) 兵庫縣地方警視 宮脇 倫

任石川縣學務部長（四）

福島縣經濟部長 坂井 貞一

依願免本官

第二次浙東作戰○○部隊兩翼包圍部隊の

綜合戰果は二十四日左の如く發表された

敵遺棄死體三、八〇一、捕虜四一二、鹵獲

品山砲四、迫擊砲五、平射砲二、機關砲

九、輕機三四、小銃彈三四〇、六二六、手

榴彈三、四八九、電話器八、無線器四、糧

秣五四五、俵船二十四、その他多數

二月二十五日

我軍が揚子江下流デルタ地帶に蠢動する

兵匪を討伐した最近の綜合戰果は左の如

し。

一、十四日〇〇警備隊は金山南方約八キ

ロ呂港鎮を急襲し大隊長以下六名を捕

虜とす我が損害なし

二、十五日午後三時石谷部隊は荻港東方

十餘キロ小磕山附近に於て蠢動中の敵

を攻擊南方に潰走せしむ、我が損害な

し、敵屍約四十

三、十五日正午並寺部隊は太湖南方地區

の妙西附近を掃蕩我が損害なし、敵屍

十二、小銃一

四、十六日楠目部隊は太倉東方十二キロ

楊宅附近に於て兵力不明の敵を掃蕩、

西方に潰走せしむ、我が損害なし、敵

屍九、捕虜一、小銃六

六、十九日石川部隊は柵涇鎮南方約五キ

ロ張賛市に於て新編三十師の敵約五百

を邀撃し、これを潰走せしむ、敵屍三

十、捕虜四、小銃十三我が損害なし

六、十九日安河内部隊は加泉の南方郎家

庄附近に於て約二百五十の敵を攻撃、

西方に潰走せしむ敵屍十五、小銃三、

我が損害なし

七、十九日拂曉〇〇警備隊は蕪湖西南方

二十餘キロ附近に於て百四十四師に屬

する敵を潰走せしむ、敵屍九、小銃五

拳銃二、我が損害なし

ウエルズ米國務次官並にルーズヴエル

ト大統領の法王廳への特使マイロン・テ

イラー氏等の一行を乗せたレツクス號は

二十五日午後一時ナボリに到着した、ウ

エルズ次官は記者團との會見でも今回の

訪歐に就いて何ら語らなかつた、一行は

直にローマに向ひ二十六日ムソリニ伊首

相、チアノ外相を訪問、二十八日ベルリ

ンに向ふ豫定、ウェルズ次官の滯歐豫定

は約四週間の豫定でベルリンからパリ、

ロンドンを経て再びローマに戻りナボリ

から歸米する筈である。

二月二十六日

大本營陸軍部報道部では廿六日午後六時

一月中に於ける綜合戰果を發表したがそ

れによると支那軍の遺棄死體七萬七千六

百捕虜また四千六百七十八人の多數に上

り我軍の損害戰死千七百九十名である。

一月中のわが作戦は支那軍の冬季攻勢の

餘勢に對して、更に追撃の手を緩めず零

下三十度の極寒を冒してオルドス平原に

果敢な殲滅戰を展開（廿四日—廿八日）

傅作義、鄧寶珊、馬占山軍を擊滅した。

一月中の支那事變綜合單果

交戦せる敵兵九

北支 中支 南支 累計

二元七、〇〇〇 三一七、五〇〇 二八八、八〇〇 九〇三、三〇〇

敵の遺棄死體

18,500 20,400 21,100 22,500

敬
○
補
釋

雨露集

日猶書卷三

野
目
石

卷之三

遼
射
砲

卷之三

迫擊砲

卷之三

重機號統

卷之三

經義闡流

皇清詞林典故

卷之三

小銅

四三七
三八九五
廿九
五
六

掌鏡

手榴彈	一五、〇〇〇	三、〇〇〇	一三、七九二	四、九九二
其の他彈藥、器材、被服等多數あり				
我損害戰死			一、七八〇	
我損害戰死			一、七八〇	
一月二十七日				
產金量届出規則中改正(商工省令第八號)				一一
船員保險法施行規則(厚生省令第五號)				一一
輸出入人造綱製品配給統制規則(商工省令第九號)公布				一一
大元帥陛下には二十七日神奈川縣座間町の陸軍士官學校に行幸、恰かも紀元二千六百年の佳き年、聖戰下に使命一しほ重く無敵陸の精銳として相武台の同校を奠立つ第五十三期生徒卒業式に親しく臨御あらせられ、また卒業生徒の觀兵式をみそなはせられた。				
英國空軍は廿七日北海のヘリゴランド島上空の偵察飛行に成功したが中一機は				

遂に歸還せず、一方廿七日英國海岸に突入し襲撃した獨機二機を擊墜これで開戦以來英海岸で撃墜した獨機は四十三機に達した譯である、その他の獨機で根據地に歸還不能となつたものは九機に上る見込である外務省情報部發表過般英國軍艦により淺間丸から拉致されたドイツ人中九名は本月二十九日日本當局に返還される見込みである、右ドイツ人は目下香港から英國船によつて輸送の途にあるが横濱沖において日本政府代表に引渡されるはずである。

香港政廳當局は去月我が郵船淺間丸から香港に拉致したドイツ國人二十一名中九名を我が國に返還することに關し二十八日左の如きコミュニケを發表した。

最近淺間丸から英國軍艦によつて拉致されたドイツ國民九名は二月二十九日日本當局に引渡される事となつた、右ドイツ國民は英國船にて香港より護送され横濱において日本政府代表者に引渡されるで

あらう。

大蔵省では昭和六年に斷行した官吏の減俸を現在の官吏數において復活する場合における所要経費の概算調べを二十七日衆議院税制改正委員會に提出したが、右によれば文官において八百八十八萬二千圓、武官において四百五萬七千圓、合計一千二百九十四萬圓を要しその階級別並に會計別數左の如くである(単位千圓)

	一般	特別	計
勅任	五百八	五百一	一千五百九
文官	三十九	五〇	八九〇
武官	二〇八	一一	二一九
奏任	六、五二	三、〇六二	九、七四
文官	三、〇四	二、八四	五、八八
武官	三、〇六	一六	三、八四
判任	四八四	一五二	六〇六
文官	四〇	一五八	五、〇四
武官	三	一	三
合計	七、七三	五、二六	三、〇七〇
文官	三、六四五	五、〇六	八、六八三

武官 三、八六一 二九 四、〇五

政治問題化した産業組合の保険會社經營問題については過般來農林當局において、產組側より提出された書類に基いて審議を續行中であつたが、島田農相は諸般の狀勢に鑑み、買收手續進行中の産業組合の金光系三保險會社の買收經營を中止せしめることに決意二十七日中に有馬

産組會頭に對し中止命令の通牒を發した。引渡された九名のドイツ人氏名は次零時四十分横濱に上陸、自由行動となつた。引渡された九名のドイツ人氏名は次の通り、△タンカーライオ號船長ヘルマン・グロース(四〇)△二等機關士ルド

ルフ・カセラン(三〇)△同アーサー・ク

ルーガ(三六)△同ウイリー・プラカス(四七)△油差エドワード・レイヂ(三四)

(一九)△油差エドワード・レイヂ(三四)△同アルバート・ダンコウスキ(三六)

△同倉庫番オットー・ワントツケ(五九)△給仕ボール・ルブレヒト(一九)

三月一日

賤貴族院伯子男爵議員選舉規則第十六條ニ依リ昭和十五年四月二十七日ヲ以テ貴族院子爵議員一名關員ノ爲ニ補闕選舉ヲ

行フコトヲ命ス

御名御靈

昭和十五年三月一日

内閣總理大臣 米内光政

三月一日

セメント配給統制規則改正（商工省令第

一三號）

昭和十五年一月商工省告示第十四號中改

正（商工省告示第七二號）

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ蘭草及

莫薩ノ販賣價格指定（商工省農林省告示

第三號）公布

ニユーヨーク・タイムス紙特電による

とヒトラー總統は二日ウエルズ特使に對

し左の如き諸項目を含むドイツの和平條

件を傳達したといはれる、即ち（一）ボ

ヘミア及びモラヴィア（舊チエコスロヴ

アキア）ボーランド及びハンガリーの總

人口一億三千萬に對する恒久的支配權確

保而して英佛がベルカン並にスカンヂナ

ヴィアを攪亂せざることの保障（二）海

洋の自由、英國が歐洲及びアジアにおけ

る輸入路全部を軍事的に管理しドイツ、

イタリアの如き海外發展を希望する若き

國々を何時でも窒息させる狀態にある限

り海洋は自由でない（三）舊獨領殖民地

を正義に基いて返還しドイツをして植民

地の特產物を享受し得るやうなすこと

（四）軍備に關してはジブラルタル、マ

ルタ及びシンガポール等の英國要塞を解

除すること（五）ドイツの政治形態に關

しては二十世紀における國際經濟の最も

社會的なる組織としてアウタルキーを擁

護する（六）米國が歐洲及びアジアの諸

列強よりの干涉に對して南北兩アメリカ

に責任を持つが如くドイツは生活圈たる

中歐を保障することに道義的責任を負ふ

ものであり、英佛の干渉を排除する。

二日モスクローよりストツクホルムに達

した情報によればソ聯の獨裁者スターリ

ン黨書記長は去月中旬よりクレムリン宮

において病床につき現在可成り重態であ

ると、但し病名その他の明かでない。

ドイツ軍司令部は二日開戦以來二月末

に至る六ヶ月間の綜合的戰況を發表した

が右發表におけるドイツ軍側の擧げた主

要戰果次の通り。

◇海 戰

△ドイツ海軍の擊沈せる敵國軍艦英主力

艦ロイヤル・オータ号、英航空母艦カ

レジヤス号、英假裝巡洋艦ラウルビン

デイ号、他驅逐艦八隻、其他軍艦約二

十隻潛水艦數隻

◇空 戰

△擊墜せる敵飛行機二百八十五臺

△英航空母艦の擊沈により與へし損害五

十臺

△擊墜せる觀測氣球九

△ドイツ空軍の損害七十八臺

三月五日

發電用汽機汽罐取締規則改正（遞信省令

第五號）公布

五日午前八時四十五分米坂線下り混合

列車一〇三列車（米澤發午前六時十分坂

町行が山形縣西置賜郡小國村地内小國玉川口兩驛間横根山トンネル西口荒川鐵橋

に差かゝるや三百米の高所より大雪崩襲來し鐵橋の第一ピア約七センチが右方にずつたゞめ機關車、貨車二輛、客車四輛、中三輛は折重なつて廿五米下の河中に頽落、機關士米澤機關員大木辰雄、同見習友田正雄、同助士木村久榮車掌長谷川丑松、同石川利佐治の中二名は即死二名は無事（一名は行方不明）乗客約百三十名中死去十三、負傷者十を出した。

三月六日

今日は地久節で皇后陛下におかせられては御目度第三十七回の御誕辰を迎へさせられ御祝膳に着かせられた。

六日朝八時海軍陸戰隊井手部隊は海南島第二都市那大を無血占領した。

上海方面陸軍諸部隊は第三戰區に蝟集

せる敵軍を最近浙東及び太湖西方地區において徹底的に撃滅、引き続き占領地區内に潜入せる遊擊隊を隨所に掃蕩中にして、

掃蕩網の完璧と支那側諸機關との協力は次第に治安肅清の効果を挙げつつあり二月中揚子江下流デルタ地帶を初め江南江

北における彼我損傷率は三十五對一にし

て綜合戰果左の如し。交戰回數二百二十

八交戰兵力七萬六千、敵遺棄死體五千九

百九十六、捕虜八百六十七、鹵獲品重輕機六十五、小銃一萬七百十、拳銃五十一

山砲四、迫擊砲十二、平射砲三、銃劍四百七十、防毒面百十、無線器四、電話機

百七十、十一である。

尙我が方の戰死百二十七なり。

○○部隊は六日午後一時東北抗日聯軍第一路軍參謀李青紹逮捕に關し左の如く

發表した。

○○部隊及び通化省中警察隊は五日午前

前十時卅分頃李參謀以下十名と臨江縣第九區青溝子（八道溝東方八キロ）に於い

二五、銃劍四、テント一、現金三百七十

二圓

二月二日衆議院本會議に於て問題を惹起したる民政黨所屬代議士齊藤隆夫氏の質問演説が小山議長に依つて其速記録三分

の二が削除せられ、尙議長より懲罰委員に附せられ爾來三十有五日紛糾を極め全

黨派の總力的波瀾も本會議を秘密會と懲罰委員長の報告をめぐつて討議したが終

に議員齊藤隆夫君に對し議院法第九十六條第一項第四號により除名すと小山議長

の宣告があつた。併し齊藤氏事犯に對する結果を告げた、然るに民政黨は勿論久

原派政友會、社會大衆黨の内部に對立的氣運を惹起し各派夫れ々苦惱を示顯す

ることとなつた。

三月八日

陸軍幼年學校令（勅令第八九號）

阪神海軍部令（軍令海第三號）

宗教團體法同法施行令及同法施行規則施

三月九日

行に關し取扱方ノ件(文部省訓令第四號)

三月十日

一一四

公布 故恒久王妃昌子内親王殿下には昭和十五年三月三日午後より御咳嗽御頻發あらせられ四日夜御高熱と共に御呼吸御困難を懸へさせられ御左側肋膜肺炎と拜診し御加療のところ續いて五日御心臓御衰弱の兆を拜し七日より頗り頓に御食慾御減退あそばされ御病状御増進午後十一時半頃より御心臓御衰弱の御兆候益々加はり午前二時二十七分薨去あらせられた。

福岡縣經濟部長田村浩氏が朝鮮の小林礦業會社副社長に就任のため退職することになつたので右に伴ふ異動を八日左の如く發令される。

山口縣警察部長 竹谷源太郎 任福岡縣經濟部長 宮崎縣警察部長 本田 忠男 任山口縣警察部長 福岡縣事務官 奥田 良三 稚富崎縣警察部長

補中部防衛司令官 楠木 達也 本部長 楠木 達也 今村 均 上月 良夫 城倉 義衛

補教育總監部本部長 楠木 達也 楠木 達也 今村 均 上月 良夫 城倉 義衛

補陸軍憲兵學校長陸軍少將 楠木 達也 楠木 達也 今村 均 上月 良夫 城倉 義衛

補陸軍兵務局長 楠木 達也 楠木 達也 今村 均 上月 良夫 城倉 義衛

補陸軍兵務局長 楠木 達也 楠木 達也 今村 均 上月 良夫 城倉 義衛

英國は抑留した伊國船舶の中十三隻を釋放することに決定したが英國としてはリッペントロップ獨外相のローマ訪問が豫で活躍した岡村寧次中將が軍事參議官に補せられたのを筆頭として、教育總監部本部長の更迭東京、大阪、名古屋、廣島四幼年學校長の一新による陸軍教育關係の新陣容、陸軍省兵務局を中心とする異動等、幾多注目すべき廣範囲の異動が發表されたが、今回の異動は端的に言つて事變處理の新段階に對應して本土防衛軍の基礎教育を始め持久戦に對する軍の態勢を一段と強化したものと言へよう。其の重要職の異動は左の如し。

英國の伊船抑留問題に關しイタリア政府は九日ロレーン英大使より英國政府が抑留イタリア汽船の殘餘十三隻を釋放するに決したとの通牒を受けた旨コンミニニケを發表し未だオランダ諸港を出帆せざることは空荷のまゝ歸國すること及び今後イタリアはドイツ石炭積取の爲の貨物船を派遣せざることを明かにした。

潮汕地區の戰果左の如し。

一、新春以來潮州西南方一帶の地域に蟠踞し逐次兵力を増加しつつ我に反抗を試みたる敵約二萬に對し軍は今次新銃有力兵團を増加し七日朝來一大反撃戰を敢行し九日夕刻早くも敵主力に殲滅

的打撃を與へ目下同方面における殘敵を掃蕩すると共に敵軍事施設を擊滅中なり

二、現在までに判明せし戰果は左の如く

にしてなほ目下調査中のもの及び今次の掃蕩により著しく増加する見込なり

(一) 敵に與へたる損害地上部隊の確認せし遭棄死體四千四百六十八飛行機の爆撃による推定死傷約六千、捕虜三百

十二

(二) 南獲品の主なるもの迫砲四、重機關銃八、輕機廿二、小銃四百九十六、拳銃四十三、各種銃砲彈藥三萬四千九百八十七、手榴彈三千六百廿、銃剣二百八十二その他土工器具兵器彈藥等多數

三月十二日

三月五日より九日夕刻までにおける中山縣肅清戰の戰果は次の如くである。敵の遺棄死體七百、南獲品小銃九百、自動車十二輛、火藥約五トンその他彈藥

類多數

ソ芬間の和平のため蹶起したブインランド前大統領スヴィンフヴァト氏は、伊政府がソ芬問題の歸趨に重大關心を抱いてゐるのに鑑み十日ローマに來りムソリニ

首相及びローマ法王に會見し援助を要請するといはれてゐたが、未だローマに到着してゐず同氏は今なほベルリンに滯在し獨政府首脳者連と聯絡を保ちモスコ

に於けるソ芬和平交渉でソ聯側が苛酷な條件を固執する場合は交渉が決裂する恐れありとしドイツを通しソ聯の態度を緩和せしめんと努めてゐるとなほ情報によればフインランド側は和平交渉に入るに先だちソ聯側に休戰を申込んだがソ聯側はこれを一蹴したと

三月十二日

リツベントロップ獨外相は九日ベルリンを出發、ローマに向ひムソリニ伊首相及びチアノ外相と會見することになつた旨八日夜突如ドイツ當局より發表された。

汪精衛氏を中心とする支那新中央政府

の樹立は目撃の間に迫つたので政府はどこの新情勢に對應する帝國政府の事變處理方針特に新中央政府に對する協力方針を

米内首相談の形式を以て中外に聲明することとなり、十二日の定例閣議に右聲明案文を附議し柳川興亞院總務長官からその内容を説明し全閣僚異議なく承認、次いで米内首相から新中央政府樹立に伴ひこれと國交調整のため特派大使を派遣することになつた旨述べて各閣僚の諒解を求めた、なほ米内首相談の形式で行はれる帝國政府の聲明は十二日夕行はれる豫定の汪精衛氏の聲明に對應して十三日午前中に發表される筈で「新中央政府を速かに承認する」旨の帝國の決意を明確に表明する筈である。汪精衛氏を中心とす

る支那新中央政府の母胎となるべき中央政治會議の招集を前にして汪精衛氏は十二日午後四時上海において新政府樹立に關する重大聲明を行ふた。

去る七日午後四時以來消息を斷つたエ

ンボイDACL機は此日朝臺北市の方
七星山の麓に墜落乗員乗客八名全部慘死
せることが發見された。

明年度總豫算案、軍事費特別會計豫算
案並に各特別會計豫算案は十二日午後の
貴族院豫算總會で各派代表から惡性イン

フレへの警戒、統後施設への留意、政府

言明の實行等を要望して贊成意見の開陳

があつた後、大藏、農林、商工、三省豫

算に附せられ分科會の希望決議をそのま

豫算總會の希望決議とすることとし、

これに對し米内首相から政府は時局の重

大性に鑑み産業者間の相剋塵擦は極力避

けなければならぬ、決議のことについて

は充分考慮し善處すると言明採決の結果

滿場一致原案通り可決、茲に百三億豫算

案並に各特別會計豫算案は十五日の本會

議で可決され、兩院を通過成立すること

となつた。

新中央政府誕生の日を前に汪精衛氏は

十二日の孫文逝去十五周年に當り「孫總

理先生十五周年記念の辭」と題する論文

を發表孫總理の「和平奮闘救中國」の大

アジア主義が如何に不滅の眞理であり、

今やこの遺訓を實踐する事が眞の中國を

愛する者の使命であるとの救國の信念を

披瀝した、要旨次の如し。

◇日本は東亞の先進國であり日本無けれ

ば東亞なく、中國も亦その國家的地位

並びに民族性より論じて中國無ければ

東亞なしといひ得る、此の兩國家は和

平すれば共に存榮し戰へば共に破れ傷

つくものであり、之は不滅の眞理であ

る、吾人は此の眞理に服從すればこそ

絶大の熱誠と勇氣とを以て進んで此の

責任を負ふ事が出来るのである。

◇日本は民國十三年孫先生が神戸に於て

大亞細亞主義を講演した當時に比すれば

遙かに總理の主義を克く理解してゐる

独立自由の國家建設に援助」「東西

復興」等の合言葉は戰爭中に日本の方

が最初に唱へ出したものである、或る

者は之を以て「權謀術數であり糖衣に

包んだ毒藥」であるといふが吾人はさ

う考へない、戰爭中の反省により吾人

は身を以てその正しき事を知つたので、

ある、吾人は孫先生の記念日に當り「和

平奮闘救中國」を提倡しその實現に努

力するものである。

三月十三日

硫酸アンモニア等生產統制規則（農林省
令第一四號）公布

昨十二日の汪精衛氏の歴史的宣言に呼

應してわが政府もまたこれと間髪を容れ

ずして十三日午前米内首相談の形式を以

て重大聲明を發表した、汪氏の宣言はそ

の和平建國運動が今や完全に結實して新

中央政府の成立目睫に迫つたことを述べ

(一)近衛三原則を根幹とした對日國交調

整(二)第三國の正當なる權益の尊重と

東亞新秩序建設に對する協力の要請(三)

憲政實施と(四)重慶政權に對する重ね

ての即時停戰の勧告等の內容を骨子とし

たもので、和平以て民族復興に對する汪氏の烈々たる情熱を披瀝したものであつた、即ち一言にして新中央政府成立後に於ける和平方案の基本精神を述べたものである。米内首相の聲明はこの新段階に處する日本の事變處理方針を闡明して、新中央政府に對する帝國政府の方針を明確にしたもので、わが事變處理の歩みからは近衛第一次、第二次聲明につぐ歴史的な重大聲明であると云約へよう。即ち、新中央政府に對しては満幅の支援を約束して速かにこれを承認する用意を有するものであること

二、帝國が新支那中央政府と共に建設せんとする新秩序の具體方策は飽くまで善隣友好、共同防共、經濟提携の三原則に則るものであること

三、支那の獨立と自由を尊重することは帝國政府不拔の方針であるが、これは事態の鎮靜に伴ひ事實がこれを證明することを確信すること

等、新中央政府に對する帝國政府の態度として三方針を述べ、事變に對する日本はの確信に關しては

四、帝國朝野の決意いよ／＼固く政治上經濟上の國力もまた事變以來計畫的躍進を遂げて事變遂行のわが經濟力は微動だもせずして却て鞏固となり長期戰

遂行の徹底的覺悟あること及び五、王克敏、梁鴻志氏等各既成政權の首腦が汪氏と根本理念を一にして協力せしる態度に帝國政府の満腔の感謝の念を挙げる

五項目を骨子としたものであつて、まさに近衛聲明の結論とも云ふべきものであり帝國政府の事變處理方針は、今後は坦々たる大道を一路邁進するの態勢に至つたことを中外に聲明すると共に、汪氏等と共に新秩序の建設による東亞の復興を宣言したものである。

ソ聯政府はソ芬和平協定成立し講和條約が兩政府代表間で調印を了した旨十三

日早曉正式に發表した、同條約は十三日午前二時半調印され、三十日以内に批准手續を了すべきこととなつてゐる、同條約の內容骨子は左の通りである。

一、ソ芬兩軍は十三日正午（日本時間十三日午後七時）を以て戰鬪行為を中止すること

一、フィンランドはカレリア地峽（ヴィボルグ市及びマンネルハイム要塞線を含む）をソ聯に割譲すること

一、ラドガ湖沿岸全地域をソ聯に割譲すること

一、フィンランドはソ聯にフィンランド湾人口のハンゲを軍事基地として三十年の租借権を認めること

一、フィンランドは北部フィンランドのスレドニリバチ兩半島をソ聯に割譲す